

「ガソリン暫定税率廃止法案」の修正の概要

原案（野党提出法案）	修正後の姿（与野党合意に基づくもの）
<p>第一条（租税特別措置法の一部改正） 揮発油税・地方揮発油税の当分の間税率の規定の削除 トリガー条項の削除</p>	<p>第一条 （修正なし）</p>
<p>第二条（東日本大震災税特法の一部改正） トリガー条項を停止する規定の削除</p>	<p>第二条 （修正なし）</p>
<p>附則第一条 施行日（令和七年十一月一日）に関する規定</p>	<p>附則第一条 本体施行日を「令和七年十二月三十一日」に修正 （附則第五条及び附則第六条は公布日施行）</p>
<p>附則第二条 当分の間税率の廃止が円滑に実施されるようにするための措置を講じるよう、政府に義務付ける規定</p>	<p>附則第二条・第三条 流通の混乱を回避するための油槽所在庫に係る控除（還付）の規定に差替</p>
<p>附則第四条 政令への委任規定</p>	<p>附則第四条 （技術的修正のみ）</p>
<p>（新設）</p>	<p>附則第五条 軽油引取税の当分の間税率廃止のために必要な措置を講じる規定を新設</p>
<p>（新設）</p> <p>附則第三条 地方揮発油税譲与税収の減少を補填するための措置を講じるよう、政府に義務付ける規定</p>	<p>附則第六条 安定財源の確保の方針を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 令和七年末までに税制措置の結論 二 おおむね一年を目途に安定財源の具体的方策の結論 三 地方の安定財源の確保に係る具体的方策の結論と、地方の財政運営に支障を生じないようにする適切な対応